

PTA同和教育推進協議会規約

甲賀市立甲南第一小学校

第1条（趣旨） この規約は、甲賀市立甲南第一小学校PTA会員相互の連携のもとに同和教育を推進するとともに、児童の受ける同和教育を側面から援助する。

このため、甲賀市立甲南第一小学校PTA同和教育推進協議会の設置および組織運営について必要事項を定める。

第2条（名称） 本会は、甲賀市立甲南第一小学校PTA同和教育推進協議会と称し事務局を甲賀市立甲南第一小学校に置く。

第3条（事業） 同和教育推進に関する協議と活動を行う。

第4条（組織） 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

1. PTA役員（会長・副会長・会計）
2. PTA各事業部長・委員長・協議会長
3. 同和教育推進協議会員
4. PTA学年委員の5分の1
5. 本校全教職員

第5条 常任委員は、PTA本会役員若干名・同和関係職員（校長・教頭も含む）若干名がこれにあたる。

第6条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条 会議は、運営委員会と常任委員会とする。

附 則

この規約は平成16年10月1日より施行する。

平成28年7月15日一部改正（第4条） 平成29年4月1日より実施

平成29年7月14日一部改正（第4条） 平成29年7月14日より実施

令和6年5月2日一部改正（第4条） 令和6年5月2日より実施